

令和4年度 社会福祉施設 労働災害防止等講習会

鯉沢労働基準監督署 安全衛生係

本日のテーマ

テーマ① 社会福祉施設の労働災害発生状況

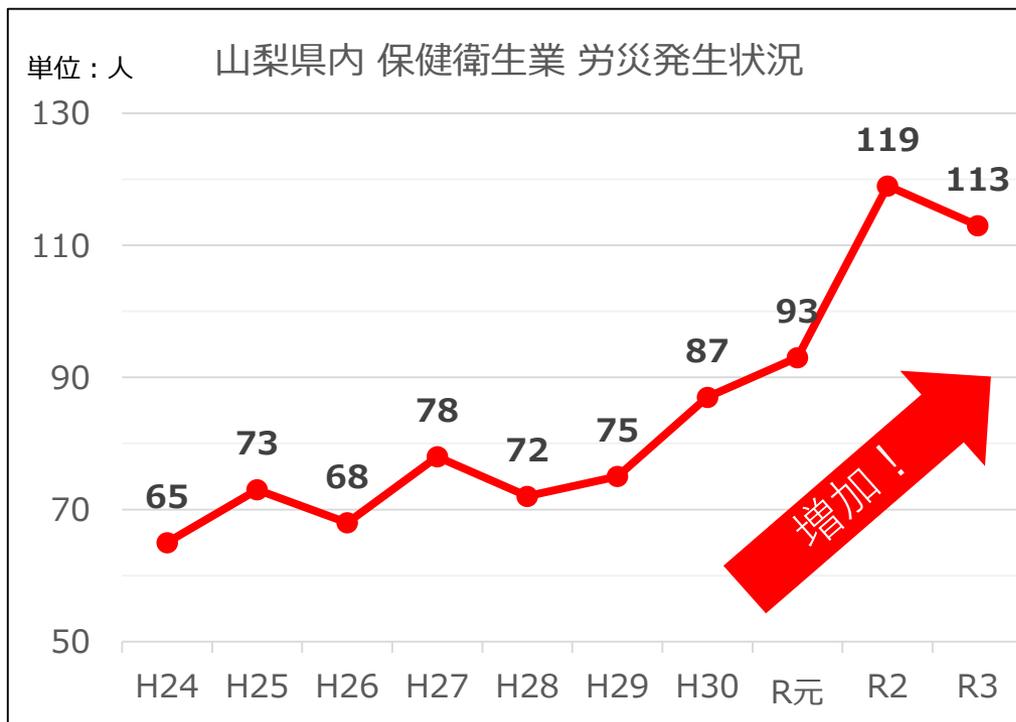
テーマ② 腰痛予防対策

テーマ③ 転倒予防対策

テーマ④ 高年齢労働者の労災防止

テーマ① 社会福祉施設の労働災害発生状況

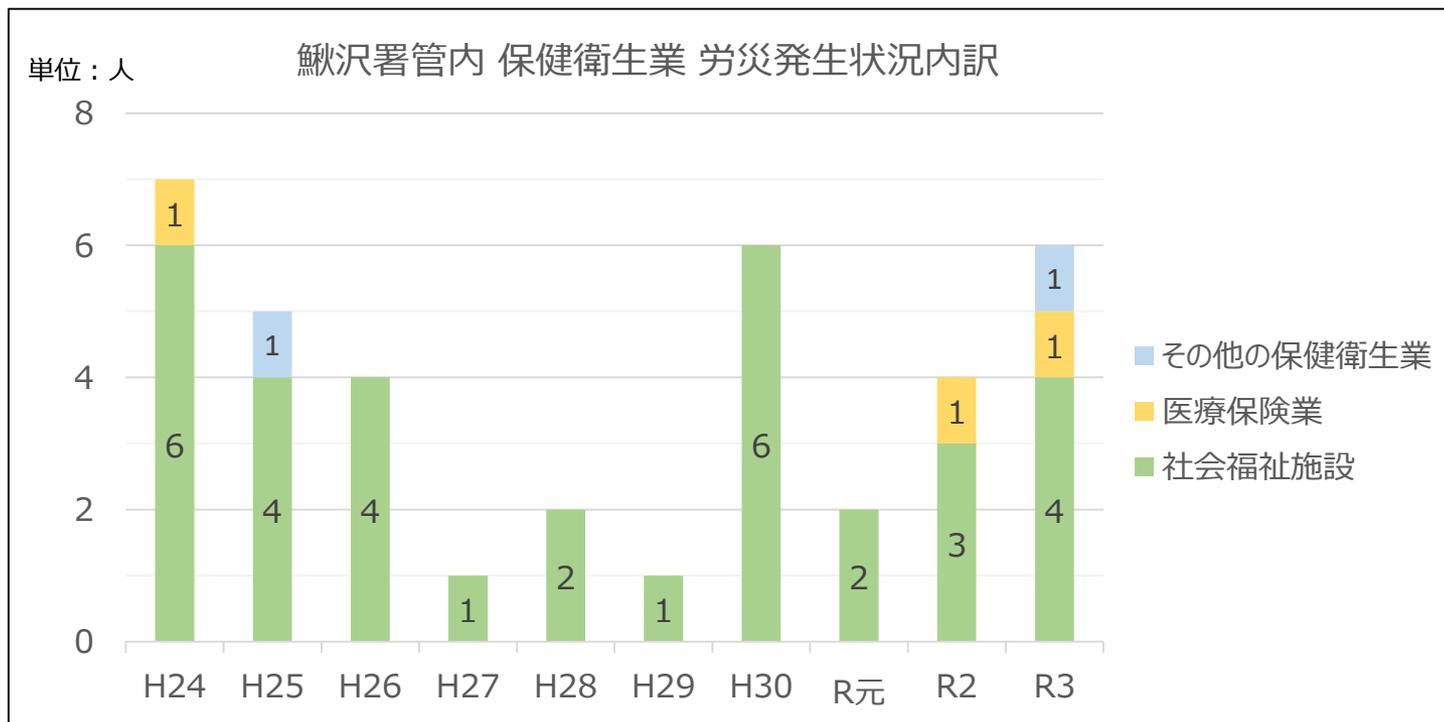
1 山梨県内の保健衛生業における労働災害発生状況



右のグラフは、山梨県内の保健衛生業（医療保険業、社会福祉施設、その他の保健衛生業の合計）における休業4日以上労働災害をまとめたものです。（以降、労働災害とは休業4日以上ものを指します）平成24年（2012年）と比較して、令和3年は労働災害が約2倍に増加しています。

テーマ① 社会福祉施設の労働災害発生状況

2 鯉沢署管内の保健衛生業・社会福祉施設の労働災害発生状況



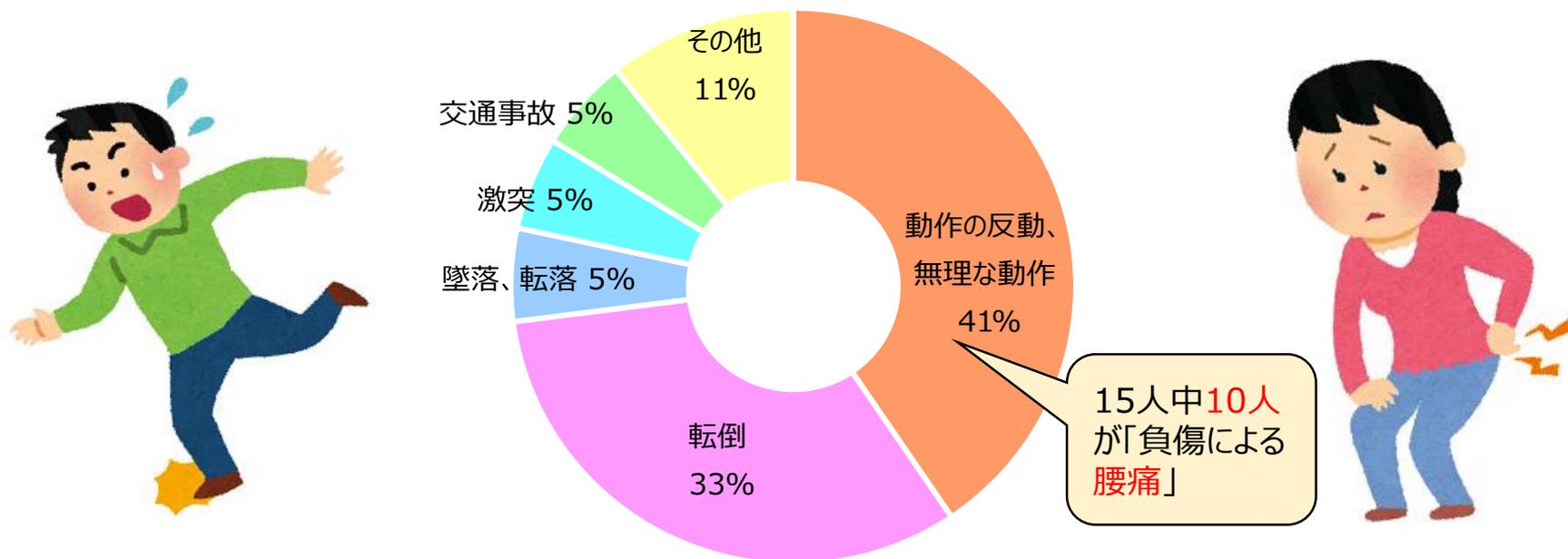
鯉沢監督署管内においては、保健衛生業における労働災害の大半を**社会福祉施設**の労働災害が占めています。

次のスライドから、社会福祉施設において発生している労働災害がどのようなものなのか確認しましょう。

テーマ① 社会福祉施設の労働災害発生状況

3 鯉沢署管内の社会福祉施設の労働災害の分析

労働災害の事故の型（平成24年から令和3年まで）

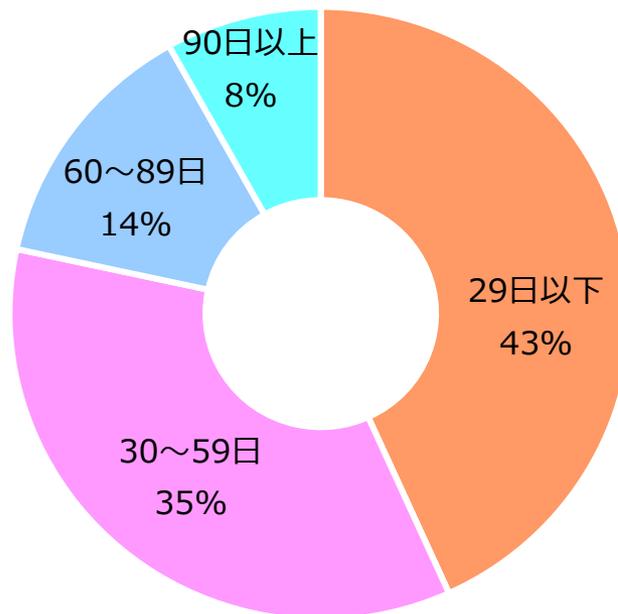


「動作の反動、無理な動作」が最多の41%を占めます。うち、傷病性質が「負傷による腰痛」は10人、「骨折」は3人、「関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位を含む）」は2人でした。
さらに、「転倒」による労働災害は33%を占め、これらが社会福祉施設における2大労働災害と言えます。

テーマ① 社会福祉施設の労働災害発生状況

3 鯉沢署管内の社会福祉施設の労働災害の分析

労働災害による休業見込み期間（平成24年から令和3年まで）

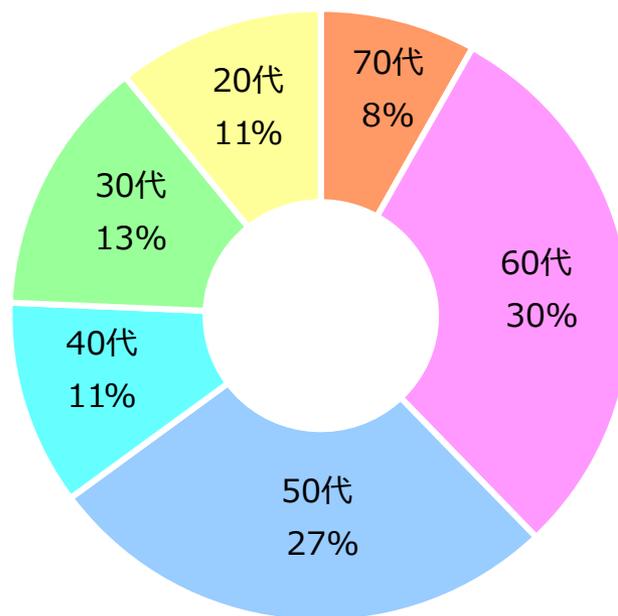


労働災害全体のうち、過半数が休業見込み30日以上となっています。
労働災害を発生させないための安全対策が重要です。

テーマ① 社会福祉施設の労働災害発生状況

3 鯉沢署管内の社会福祉施設の労働災害の分析

労働災害被災時の労働者の年齢（平成24年から令和3年まで）



労働災害の被災者全体のうち、**50代以上がおよそ3分の2**、**60代以上がおよそ3分の1**を占めています。様々な年齢の労働者が安全・安心に働くことができる職場環境づくりがポイントです。

テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

介護者の腰痛を予防するには、まず利用者の**残存機能と協力の程度**を確認し、**可能な範囲**で、利用者にも介助への協力をお願いします。

次いで、

立位保持及び**座位保持**が可能か、または**全介助**が必要かどうか等により、それぞれ介助方法を考えます。

介助の方法は、まず **①「福祉用具の利用」**を考えます。特に**腰痛が多発している移乗介助**では、**福祉用具を積極的に活用し、原則、人力での抱え上げは行わないこと**とします。

また、福祉用具の使用または不使用にかかわらず、各作業では、**②不自然な作業姿勢や動作を避ける**ことも必要です。

介護職場では、これらの方法を **③作業標準**としてまとめ、介護者全員に周知し、取り組んでいく必要があります。

鯉沢署管内の直近10年間の労働災害においても、**ベッド、ストレッチャー、車椅子等から利用者を移動させる際の腰痛労働災害**が多数発生しています。

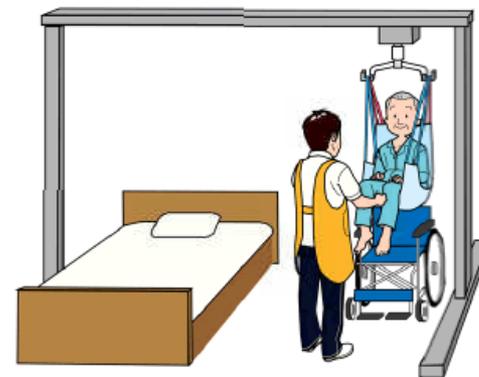
テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

① 福祉用具の利用について

利用者の残存機能を確認し、それらにあった介助方法を、福祉用具を活用する視点から考えます。腰痛予防に有用な福祉用具としては、リフト、スライディングボード、スライディングシート、スタンディングマシーン、安全ベルト（持ち手つきベルト）等があげられます。

全介助が必要な利用者には「リフト」
座位保持できる利用者には「スライディングボード・スライディングシート」
立位保持できる利用者には「スタンディングマシーン」等 を使用する。
具体的なフローチャートは次のスライドに掲載



利用者の残存機能に合った福祉用具の活用例

テーマ②

① 福祉用具

利用者に応じた福祉用具使用のフローチャート例



出典：公益財団法人テクノエイド協会、腰を痛めない介護・看護～質の高いケアのために～予防対策)

テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

① 福祉用具の利用について（リフトの種類）

移動式リフト

移動式（床走行式）リフトは、タイヤが付いているため、自由に移動ができ、1台で何人もの利用者を移乗介助できます。

しかし、少し不安定なため、**利用者の安全性を考慮して使用する必要があります。**

また、利用者を吊るしたまま、**長い距離を移動するようには作られていません。**



テーマ② 腰痛予防対策

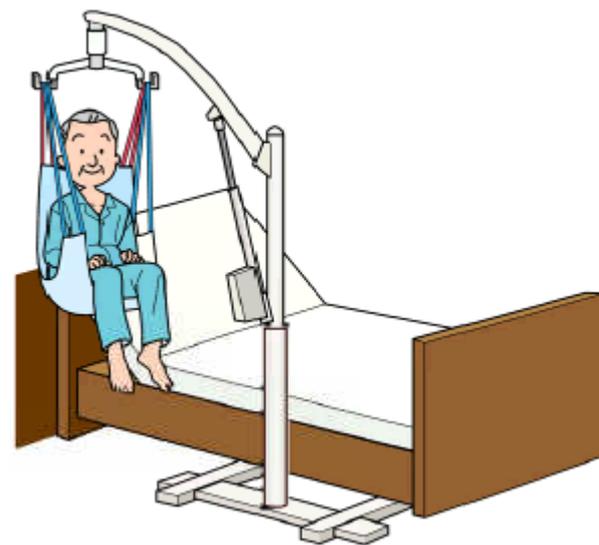
I 作業管理面の対策

① 福祉用具の利用について（リフトの種類）

設置式リフト

設置式（固定式）リフトは、ベッドや浴槽に設置して使用します。

移乗以外の介助を行う時には、作業の邪魔になる場合がありますが、**設置式のため比較的安定**しています。



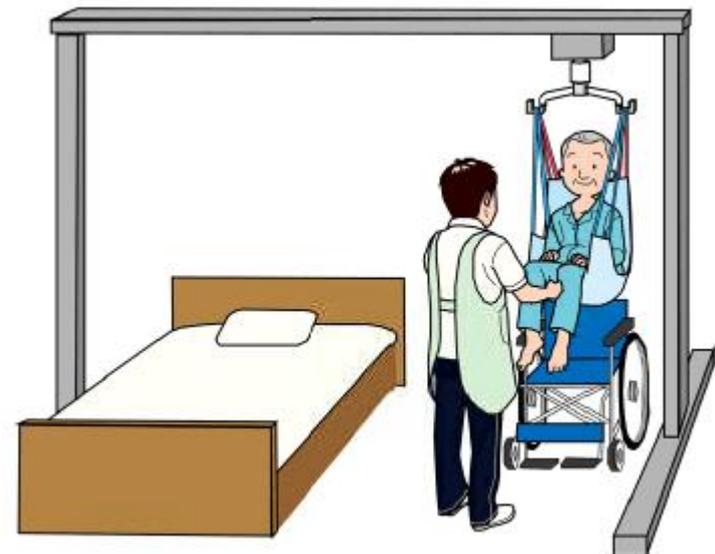
テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

① 福祉用具の利用について（リフトの種類）

レール走行式リフト

レール走行式（据置式）リフトは、やぐらを組むか、または天井にレールを設置して使用します。これは、一度設置するとなかなか変更はできませんが、**最も安定しています。**



これらのリフトは、介護者1名でも作業できますが、**体格の大きな利用者**や**移乗時に体を動かす必要のある利用者**には、**介護者2名以上で作業**することも考慮します。

テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

① 福祉用具の利用について（リフトの吊り具）

リフト使用時には、**利用者の体格に合った吊り具（スリング）**を選定することも重要です。
スリングが**小さすぎると吊ったときに身体を圧迫し、大きすぎるとずり落ちることがあります。**

また、**用途に合わせて**、シート型及び脚分離型のスリングを使い分けます。

シート型のスリングは最も**安定感**があり、**脚分離型**のスリングは**座ったままでの着脱**が可能です。

この他、**排せつ時**に使用する**ハイジーン型**または**トイレ用**と呼ばれる**お尻の部分が空いたスリング**もあります。



テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

① 福祉用具の利用について（スライディングボード）

スライディングボードは、移乗介護時に利用者を抱え上げるのではなく、**ボードの上を滑らせて移乗**するのに使用します。このボードは、**ベッドと車椅子の座面に橋を架けるように置いて使用する**ため、車椅子のひじ掛けを外せることが必要です。

また、**ベッドから車椅子への移乗**介助では、利用者を滑らせやすくするために、**ベッドの高さを車椅子の座面高よりも若干高く**します。
逆に、**車椅子からベッドへの移乗**介助では、**ベッドの高さを若干低く**します。

このことから、**ボードを使用する場合**には、**原則昇降機能の付いたベッド**（電動昇降ベッド等）及び**肘掛けの外せる車椅子**を併せて用意する必要があります。



テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

① 福祉用具の利用について（スライディングシート）

スライディングシートは、滑りやすい布状のもので、これをベッドや布団に寝ている**利用者**の下に敷き、位置を移動させたり、床ずれ予防のための**体位変換**に使用します。

また、ポータブルトイレ等への移乗介助にも利用できます。



テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

① 福祉用具の利用について（スタンディングマシン）

スタンディングマシンは、立位保持はできるが、一人では立つことのできない利用者に対し、立つ動作を補助するのに使われます。

このマシンは、トイレ介助で利用すると、マシンにつかまって立位を保持した状態でスボンや下着の脱着ができるため、トイレ介助を容易にしてくれます。



テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

② 不自然な作業姿勢や動作を避ける

抱え上げ

移乗介助、入浴介助、排泄介助でみられる介護者による利用者の抱え上げは、腰痛を発生させる大きな要因となります。このことから、介護作業では、原則、人力での抱え上げは行わせないこととし、その代わりに福祉用具を積極的に活用します（ノーリフトケア）。

福祉用具の利用が困難で、利用者を人力で抱え上げざるを得ない場合には、利用者の状態及び体重等を考慮して、できるだけ前屈や中腰等の不自然な姿勢はとらないようにし、身長差の少ない2名以上で作業します。



テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

② 不自然な作業姿勢や動作を避ける

不自然な姿勢

前屈、中腰、ひねり等の不自然な姿勢は、福祉用具の使用有無に関わらず、腰痛を発生させる大きな要因となります。

このことから、介護作業では、これらの姿勢を取らないようにします。前屈や中腰姿勢は膝を着いた姿勢に置き換え、ひねりや後屈ねんてんは体ごと向きを変え、正面を向いて作業することで不自然な姿勢を避けるようにします。また、前屈姿勢をとらないように、ベッドや作業台等の高さを調節することも必要です。

不自然な姿勢を取らざるを得ない場合には、前屈やひねりの程度を小さくし、壁に手をつく、床やベッドの上に膝をつく等により体を支え、不自然な姿勢をとる頻度や時間を減らすようにします。



ねじれ姿勢



ベッドの高さが低すぎる

テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

③ 作業標準の作成

作業標準について

腰痛を予防するには、**作業負担が小さく、効率良く作業するための作業手順、福祉用具、作業人数、作業時間**等をまとめた**作業標準を作成**することが有用です。

この**作業標準は、利用者ごと**に、かつ移乗、入浴、排泄、おむつ交換、食事、移動等の**介助ごと**に作成します。

訪問介護の場合には、利用者の自宅に赴いて介護作業を行うため、**家の特徴**（布団またはベッド、寝室の広さ等）や**同居家族の有無**や**協力の程度**等の情報をあらかじめ把握してから、作業標準を作成します。

この作業標準は、一度作成したら完成ではなく、対象者の状態が変わるたび、また新しい福祉用具や設備などを導入した場合に、**適宜、見直**してください。

テーマ② 腰痛予防対策

I 作業管理面の対策

③ 作業標準の作成

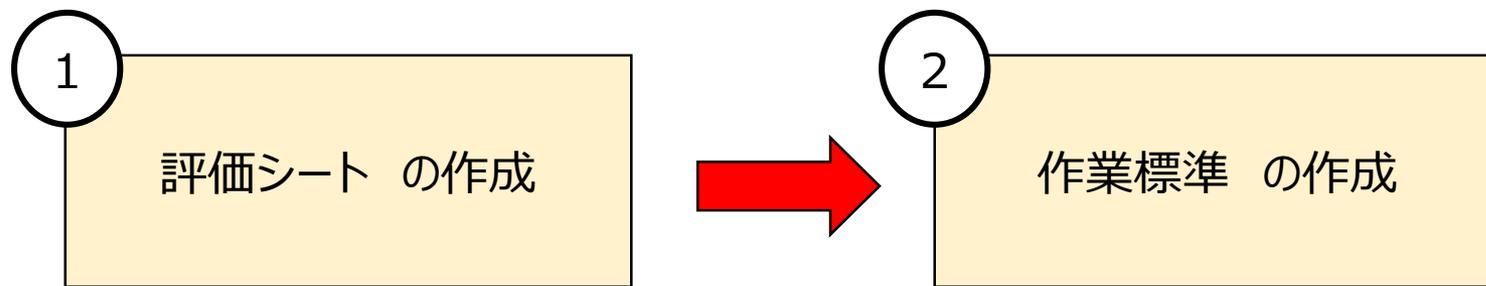
作業標準の作成方法

作業標準は、**利用者の状態、福祉用具の有無や作業環境、介助作業での留意点等**を**あらかじめ確認**してから、それらの情報を元に作成します。

それらの確認には、**評価シートを作成して活用**することがお勧めです。

評価シートは、必ず使用すべきというものではなく、箇条書き形式でもかまいません。重要なことは、利用者の状態や福祉用具・作業環境等を正確に捉えることです。

「**作業標準**」の**作成例**やそれに伴う**評価シートの活用方法**については、資料集の3～6ページに掲載しています。



テーマ② 腰痛予防対策

Ⅱ 健康管理面の対策

健康管理面での腰痛予防対策は **①腰痛健康診断** と **②腰痛予防体操** の実施が重要です。

① 腰痛健康診断

腰痛の健康診断は、厚生労働省の「**腰痛予防対策指針**」でその実施が求められる（法令上の「義務」ではないが、受診させた方がよい）ものであり、**腰痛の早期発見や腰痛につながる所見の発見と適正な事後措置**を目的に実施するものです。

健康診断の結果は、腰痛の発症に関連した**リスク要因の高い労働者を発見**し、その労働者個人に関する健康管理上のアドバイスや助言、必要に応じて治療や保健指導、さらには、就労上の措置を講じるにとどまらず、作業内容や作業環境などとの関連性で職場における腰痛発生のリスク要因を正確に診断し、**腰痛の予防対策に活用**することが求められています。

テーマ② 腰痛予防対策

Ⅱ 健康管理面の対策

① 腰痛健康診断

対象となる労働者は、重量物取扱い作業、介護・看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者です。

腰痛健康診断の実施の時期は、作業に配置する前（再配置時を含む）に実施する

① 配置前の健康診断 と、

その後 6か月以内ごとに1回、定期に実施する

② 定期健康診断 があります。

いずれの健康診断も、医師の診断を求めましょう。

テーマ② 腰痛予防対策

Ⅱ 健康管理面の対策

① 腰痛健康診断

配置前の健康診断は、事前に労働者の腰痛症状を含む健康状態を把握する役割のほか、何らかの異常な所見や健康問題などがある場合には、配置先の職場の作業内容や作業環境等で考慮すべき点があるかどうか、当該作業に従事できるのかどうかを判断するための役割があります。

腰痛健康診断を実施した場合は、任意ではありますが、「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書」の当署への提出をお願いします。

腰痛健康診断を行っている医療機関は、資料集 7 ページに掲載している表を参考にしてください。

指導勧奨による特殊健康診断結果報告書様式



② 腰痛予防体操

腰痛予防体操は、腰部を中心とした腹筋、背筋、臀筋等の筋肉の柔軟性を確保し、疲労回復を図ることを目的としたストレッチング（ストレッチ、ストレッチ体操）を主体としましょう。

その**実施する時期**についても作業開始前、作業中、作業終了後に拘らず、**疲労の蓄積度合いに応じて適宜、腰痛予防体操を実施**できるようにすることで、より効果的なストレッチを行うことができるでしょう。

また、労働者個々の腰痛などの健康状態を考慮し、**無理のない範囲で実施**しましょう。

ストレッチングには、反動や動きを伴う「**動的ストレッチング**」と、筋肉を伸ばした状態で静止する「**静的ストレッチング**」があります。

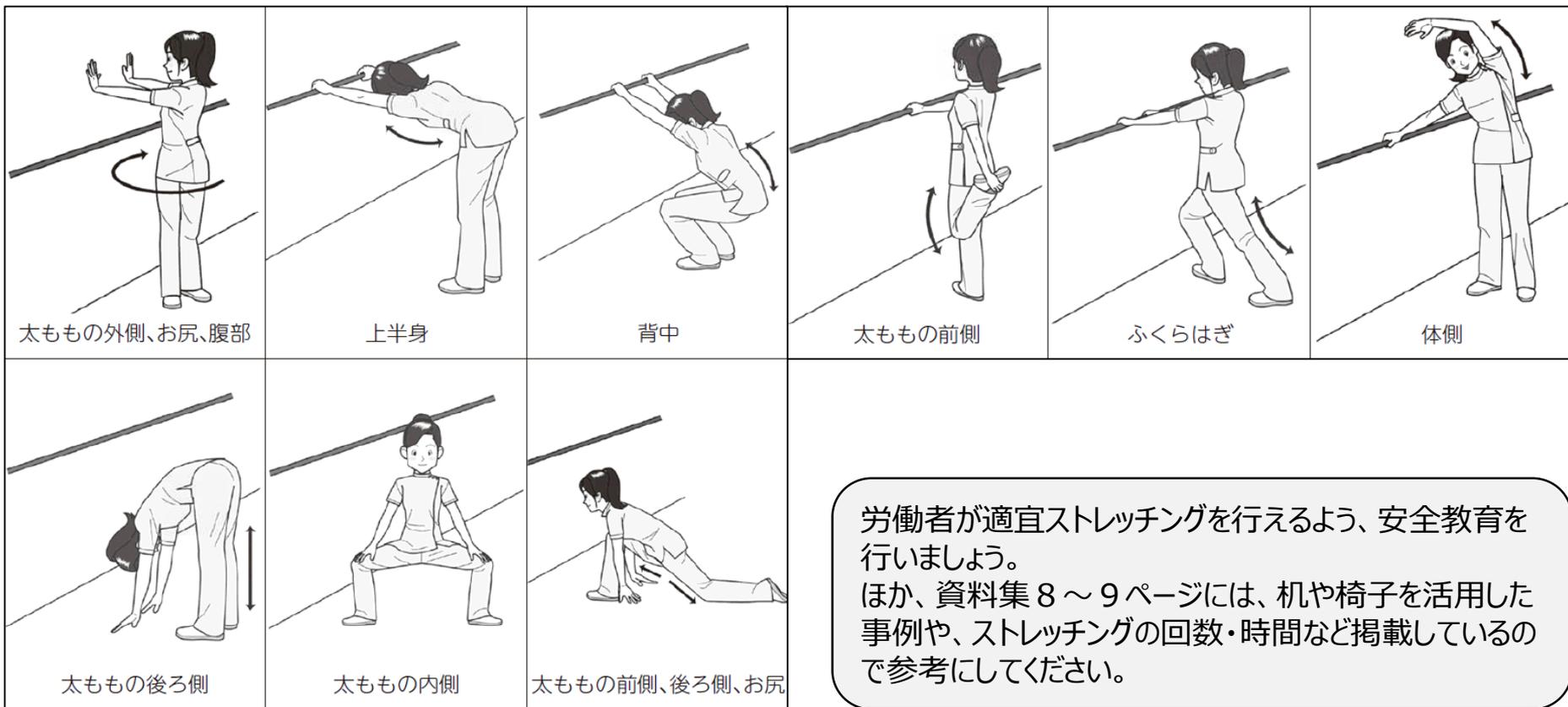
一般的に「**静的ストレッチング**」の方が**筋肉への負担が少なく、安全**に筋疲労回復、柔軟性、リラクセーションを高めることができるとされています。

テーマ② 腰痛予防対策

Ⅱ 健康管理面の対策

② 腰痛予防体操

ストレッチングの例



労働者が適宜ストレッチングを行えるよう、安全教育を行きましょう。
ほか、資料集 8～9 ページには、机や椅子を活用した事例や、ストレッチングの回数・時間など掲載しているので参考にしてください。

テーマ② 腰痛予防対策

Ⅲ 要因のリスク評価

腰痛の発生に関与する要因を洗い出し、そのリスクを評価するためには、チェックリストの活用が有効です。

資料集10～11ページに掲載している「介護作業員の腰痛予防対策チェックリスト」等を参考にしてください。

チェックリスト使用の手順については、右の表を参考にしてください。

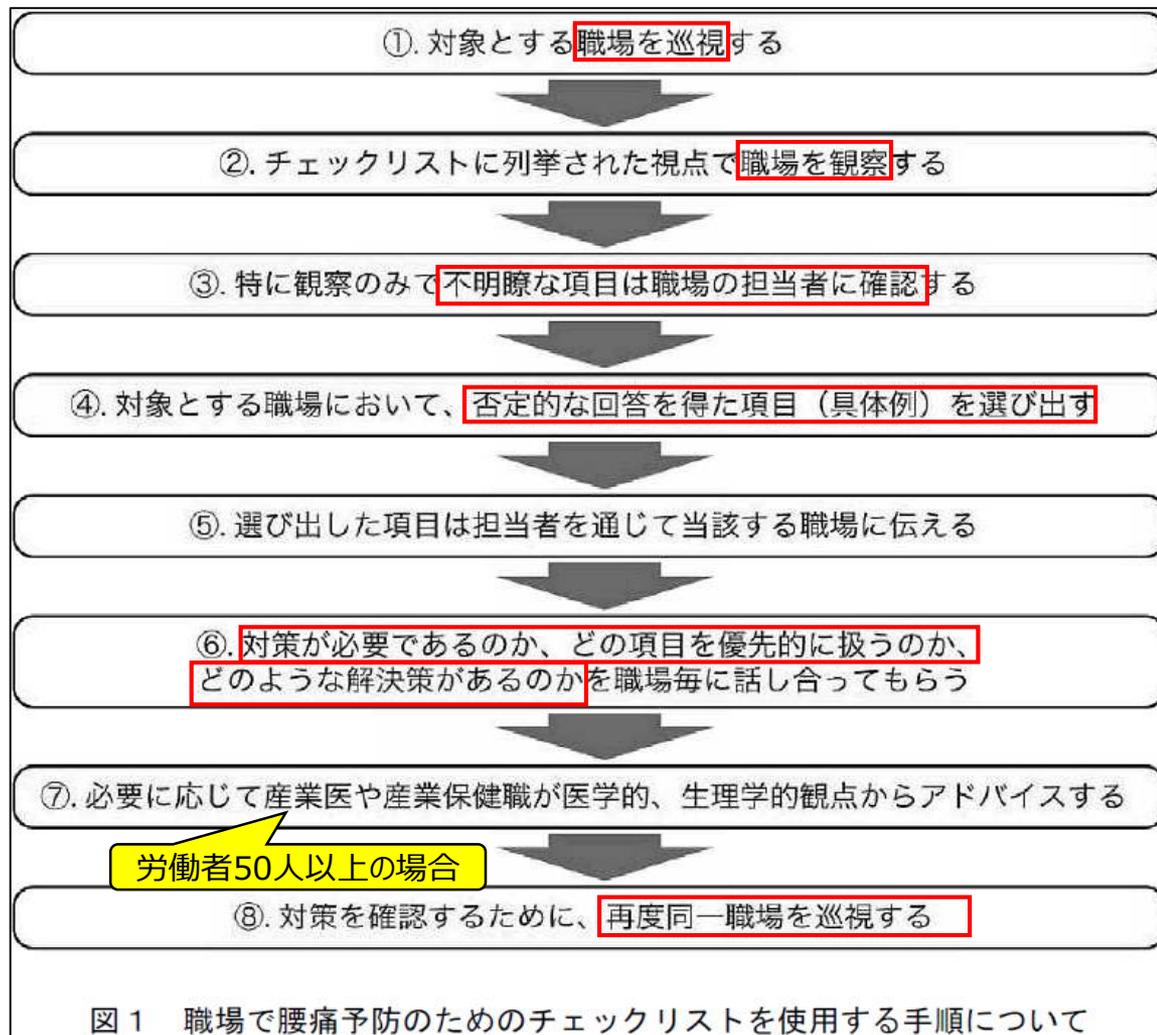


図1 職場で腰痛予防のためのチェックリストを使用する手順について

テーマ③ 転倒予防対策

次に、転倒災害防止対策について解説します。

転倒災害は、社会福祉施設だけでなく、様々な業種で発生し得る労働災害のひとつです。

- ▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



テーマ③ 転倒予防対策



1 **滑り**の予防ポイント

水や油で濡れた床、サイズが合っていないかたたり靴底がすり減っていたりする靴などは、転倒の原因になります。

- **床の清掃をこまめ**に行い、水や油などは取り除くようにしましょう。
- 滑りやすい場所には、**注意を促す標識**をつけましょう。
- 転倒予防には**靴選びも大切**です。足のサイズにきちんと合わせて、靴底が滑りにくいものを選びましょう。また、靴底が大きくすり減ってきたら、すぐ買い換えましょう。

テーマ③ 転倒予防対策



2 つまみずきの予防ポイント

歩きスマホや荷物の放置などは、つまずいて転倒する危険性があります。

- スマホなどを見ながら歩かず、**足元が見える状態**で歩きましょう。
- 床の段差は、スロープで解消する、トラテープで段差をわかりやすくする、**注意喚起の標識を掲示**するなどの対策を行いましょう。
- 荷物は、通路、出入口などに放置せず、日ごろから**整理・整頓**を行いましょう。

テーマ③ 転倒予防対策

3 **踏み外し**の予防ポイント



照明が暗い、大きな荷物を抱えているなど、足元の見えづらい状態は階段の踏み外しにつながります。

- 階段付近は十分な明るさを確保し、**足元が見える状態**で昇り降りしましょう。
- **階段には物を放置せず**、日ごろから整理・整頓を行いましょう。

事業場で必要な転倒予防対策が行えているか、チェックリストを確認してみましょう！（次のスライドから）

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

	チェック項目	<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>

5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

厚生労働省のウェブサイトでは、**転倒予防及び腰痛予防**について吉本興業とタイアップし**特設サイト**にて**情報発信中**です。

サイト内のリンクから、吉本興業のお笑い芸人が紹介する転倒や腰痛について、動画をご覧くださいこともできます。

転倒予防 腰痛予防



滑り

つまずき

お笑いも職場もスベリやムチャはアカン!!

今世紀最大の注意喚起が今、始まる——

スペコチャダメよ!
転倒予防

ムチャレチャダメよ!
腰痛予防

踏み外し

腰痛

転倒予防の対策については
こちらをチェック▶▶▶▶▶▶

腰痛予防の対策については
こちらをチェック▶▶▶▶▶▶

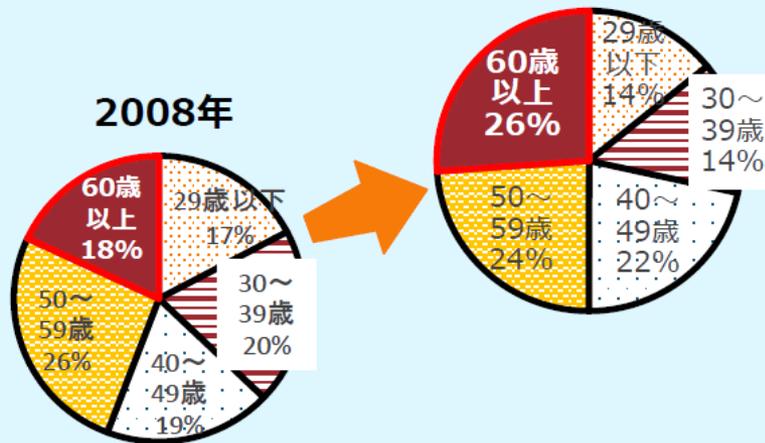
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ④ 高齢労働者の労災防止

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

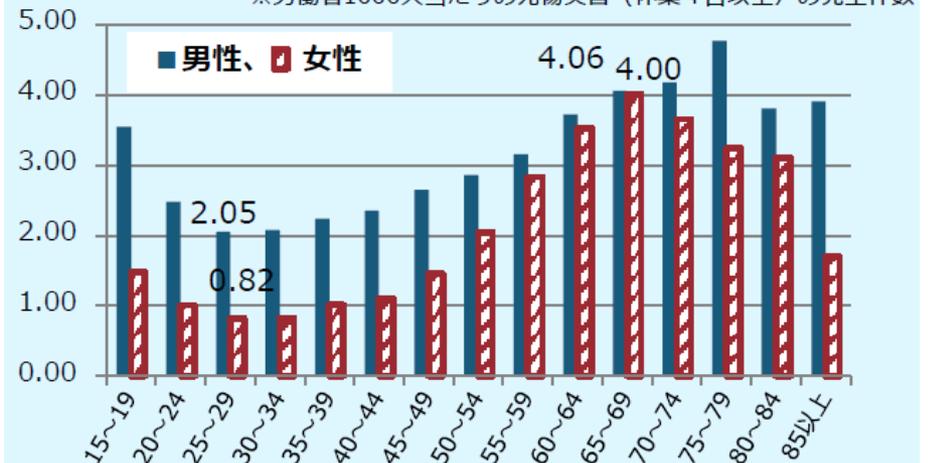
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年



<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数

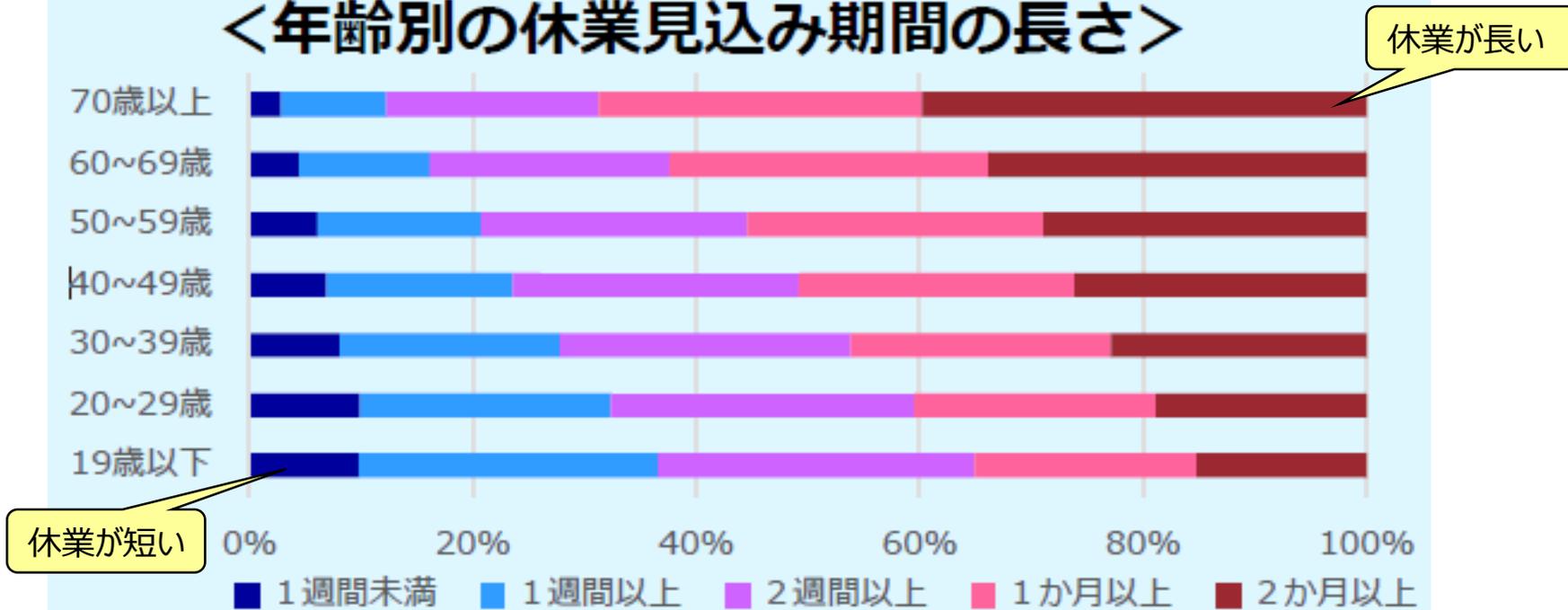


全国の年齢別の死傷災害発生状況について、60歳以上の労働者（以下「高齢労働者」と言う。）が被災する割合は2008年は18%でしたが、2018年には26%に増加しました。

また、2018年の年齢別・男女別の労働災害発生率を見ると、25歳から29歳が最も低い一方で、女性は65歳から69歳、男性は75歳から79歳の労働者が労働災害に被災する割合が高いです。

テーマ④ 高年齢労働者の労災防止

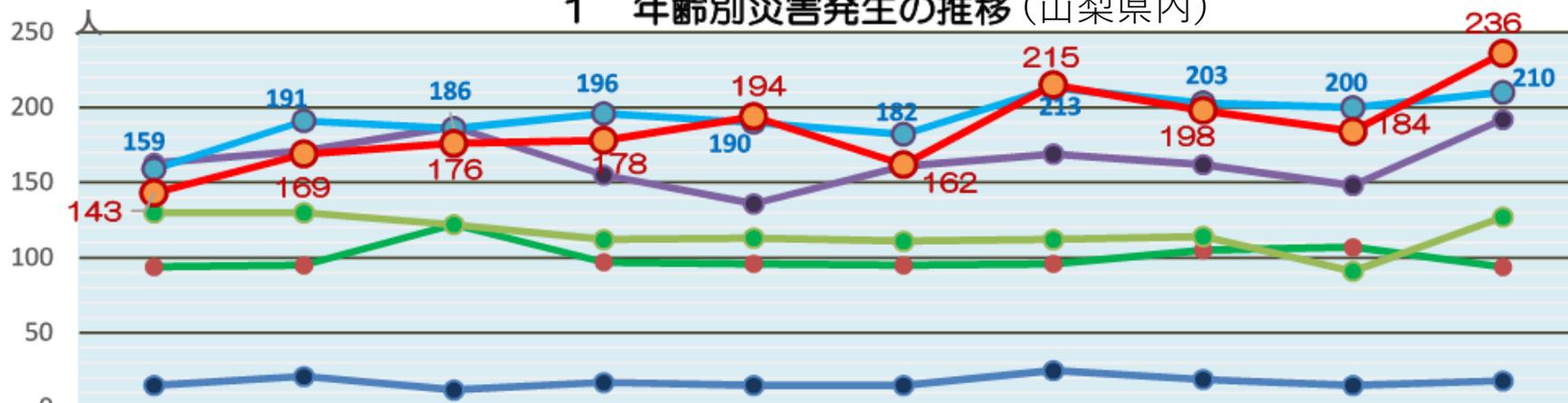
<年齢別の休業見込み期間の長さ>



また、**全国**の労働災害における休業見込み期間を見ると、高年齢労働者は、労働災害による**休業期間が2か月以上に至る割合が最も高くな**っています。
体力に自信がない人や、仕事に慣れていない人を含め、すべての労働者の労働災害防止を図るためにも、**職場環境改善の取組**が重要です。

テーマ④ 高齢労働者の労災防止

1 年齢別災害発生の推移（山梨県内）



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
10歳代	15	21	12	17	15	15	25	19	15	18
20歳代	94	95	122	97	96	95	96	105	107	94
30歳代	130	130	122	112	113	111	112	114	91	127
40歳代	163	171	187	155	136	161	169	162	148	192
50歳代	159	191	186	196	190	182	213	203	200	210
60歳以上	143	169	176	178	194	162	215	198	184	236

資料出所：労働者死傷病報告（休業4日以上の死傷者数）

山梨県内の年齢別の労働災害発生状況を見ると、令和3年は60歳以上の労働者が被災する労働災害の件数が最も多くなっており、高齢労働者への労働災害防止対策が重要な課題となっています。

テーマ④ 高年齢労働者の労災防止

事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、**国や関係団体等による支援**も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組む**ように努めてください。

後ほど紹介します

1 安全衛生管理体制の確立

2 職場環境の改善

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

5 安全衛生教育

テーマ④ 高年齢労働者の労災防止

事業者求められる事項

1 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定します
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施します
- 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です。

※ リスクアセスメント：リスクの見積りのこと

介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト
の活用もリスクアセスメントの1つです。

エイジアクション
100



まずは経営者から労働者に「わが社は高年齢労働者の労働災害防止に取り組むぞ！」という決意表明をしましょう。

そして、高年齢労働者からの仕事に関する相談を受け付ける担当も定め、各高年齢労働者に合わせた働き方ができるよう調整しましょう。

テーマ④ 高齢労働者の労災防止

事業者求められる事項

2 職場環境の改善

- ・照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面対策
- ・勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策も実施します

ハード面対策の例



ハード面対策によるエイジフレンドリーな職場づくりと、腰痛予防・転倒予防は共通する部分があります。

テーマ④ 高年齢労働者の労災防止

事業者求められる事項

ソフト面対策の例

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします
(短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

テーマ④ 高齢労働者の労災防止

事業者求められる事項

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握し、労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施します

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチングします
- 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組みます



厚生労働省 職場のあんぜんサイト「転倒・腰痛防止視聴覚教材」



5 安全衛生教育

- 十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施します
- 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高齢労働者には、特に丁寧な教育訓練を実施します

テーマ④ 高年齢労働者の労災防止

国または関係団体の支援

高年齢労働者を雇用する中小企業事業者の皆様へ

令和4年度（2022年度）版

「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- **エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助**します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

高年齢労働者のために職場環境の改善を行う際には、エイジフレンドリー補助金を利用できる場合があります。

テーマ④ 高齢労働者の労災防止

国または関係団体の支援

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 3 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 4 安全衛生教育の実施に関する費用

補助対象となる職場環境の改善対策の詳細は、資料集12～15ページの右のリーフレットをご覧ください。

なお、費用を支出する前に、予め申請を行う必要がある点に注意してください。

高齢労働者を雇用する中小企業事業者の皆様へ

令和4年度(2022年度)版

「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていく必要があります。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

対象となる事業者

次の(1)～(3)全てに該当する事業者が対象です。

(1) 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している(対象を実施する業務に就いていること)

(2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

(3) 労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税は除く。）

※この補助金は、事業規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。（全ての申請者に交付されるものではありません。）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

以上で説明を終わります

ご清聴ありがとうございました。